記 者 発 表 資 料

平成３０年１１月１３日
宮 古 維 持 出 張 所
宮 古 西 維 持 出 張 所

宮古地域の冬道の安全を確保するため国・県・市で合同の除雪出動式を開催します

～ 保育所園児による除雪車の体験学習会も行います ～

国土交通省三陸国道事務所宮古維持・宮古西維持出張所、岩手県宮古土木センター、宮古市役所では 道路の安全･安心のため 道路維持･管理の一環として 冬季間の除雪･融雪作業を実施しております。

この度 本格的な冬の到来を前に 宮古市佐原地内の宮古維持出張所構内にて、除雪車ならびにボランティア除雪隊の出動式を国・県・市の合同で開催いたします。

当日 出動式は、除雪隊等従事者への激励として 園児達から除雪車のカギが手渡されます。

また 出動式後に参加保育園児の除雪車などの体験学習会も行われます。

■開催日時 ： 平成30年11月16日(金) 10:30～
■開催場所 ： 三陸国道事務所 宮古維持出張所（宮古市佐原三丁目21－4）
■次　　第 ： 安 全 祈 願 祭　10:30～11:00
除 雪 出 動 式　11:00～11:30
※除雪車体験学習会　11:30～11:55
（天候その他の理由により、式典等を中止する場合があります）
■参加団体 ： ボランティア団体(12団体)
佐原保育所園児

※ 記者発表先:東北専門記者会、岩手県政記者クラブ、宮古記者クラブ

【 問 合 せ 先 】
国土交通省 東北地方整備局 三陸国道事務所　電話 0193-62-1711(代表)
●副 所 長　吉田(よしだ)　良勝(よしかつ)
三陸国道事務所 宮古維持出張所　電話 0193-62-5077
●出張所長　赤石(あかいし)　広秋(ひろあき)
三陸国道事務所 宮古西維持出張所　電話 0193-71ー1760
●出張所長　佐藤(さとう)　寛之(ひろゆき)
岩手県沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター 道路整備課　電話 0193-64-2221(代表)
●課　　長　小野(おの)　眞也(しんや)
宮古市都市整備部 建設課 電話 0193-62-2111(代表)
●課　　長　中屋(なかや)　保(たもつ)

宮古地区合同(国・県・市)
安全祈願祭及び除雪出動式
次　第

日　時　：　平成３０年１１月１６日（金）
場　所　：　国土交通省　三陸国道事務所
　　宮古維持出張所

【第１部】　安全祈願祭　　１０：３０～１１：００

１．開　　会

２．安 全 祈 願 祭
　　玉 串 奉 奠 等

【第２部】　除雪出動式　　１１：００～１１：３０

１．開　　会

２．あ　い　さ　つ　　宮古市　市長
三陸国道事務所　所長
宮古土木センター　所長
宮古警察署長

３．安全の誓い　　施工者代表　刈屋建設（株）

４．除雪車引き渡し　　宮古市立佐原保育所園児

５．除雪車出動　　国、県、市

６．閉　　会

【除雪出動式後】　除雪車体験学習会　　１１：３０～１１：５５
除雪機操作説明会　　１１：３０～１２：００

■「除雪出動式」と「除雪車の体験学習会」の開催場所の案内



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。【承認番号　平30東複、第23号】

■昨年度の「除雪出動式」の様子



除雪車出動準備



園児による鍵の引き渡し





除雪車搭乗体験

早めの冬タイヤ・チェーン装着を!!



過去5年で最も早く観測された主な峠の初雪日

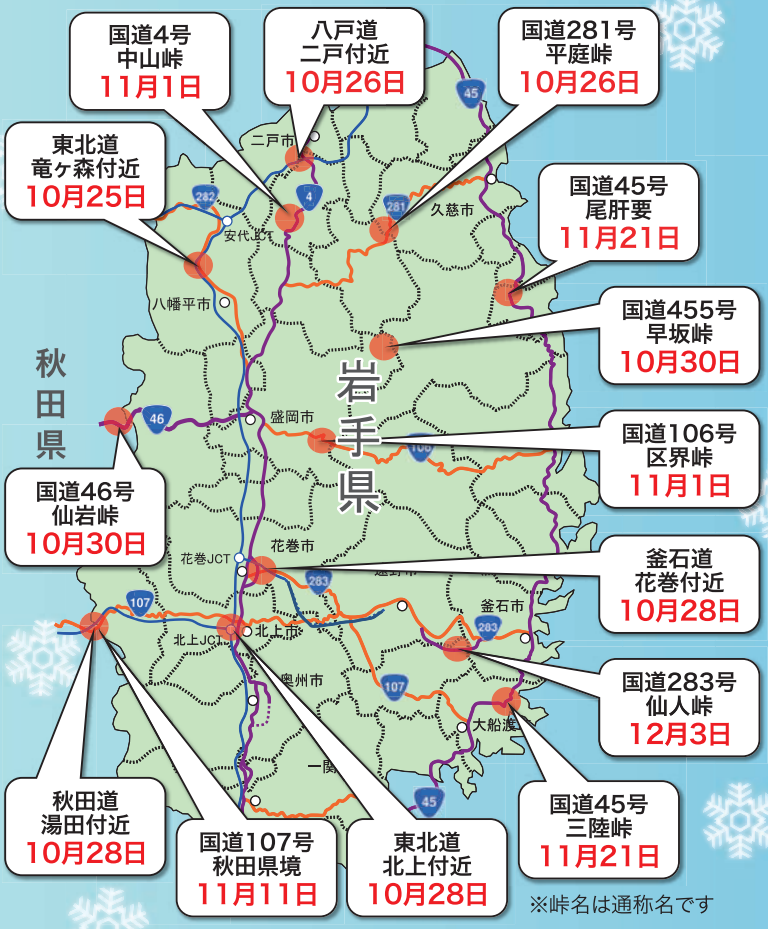

走行予定の道路状況を把握し雪道への備えを万全に!!
立ち往生対策も忘れずに!!

- 冬タイヤ
- タイヤチェーン
- スコップ
- 携帯トイレ毛布等

WEBサイトで道路情報

パソコン・携帯・スマホで検索

東北・みち情報 「東北みち情報」

岩手県道路情報提供サービス 「岩手県道路情報提供サービス」

ドラぷら（高速道路情報サイト）
ドラぷらモバイル（高速道路情報サイト） 「ドラぷら」

国土交通省（岩手河川国道事務所・三陸国道事務所）・岩手県・岩手県警察本部
東日本高速道路㈱東北支社（盛岡管理事務所・北上管理事務所・八戸管理事務所）

岩手の積雪・凍結道路を走行するために！

事前確認

普通タイヤの場合、 駆動輪のすべてに タイヤチェーンを装着

トレーラー車はタイヤチェーンを駆動輪と被牽(けん)引車の最後部の軸輪に装着

または

雪路用タイヤを 全車輪 に装着

（スノータイヤ・スタッドレスタイヤなど）

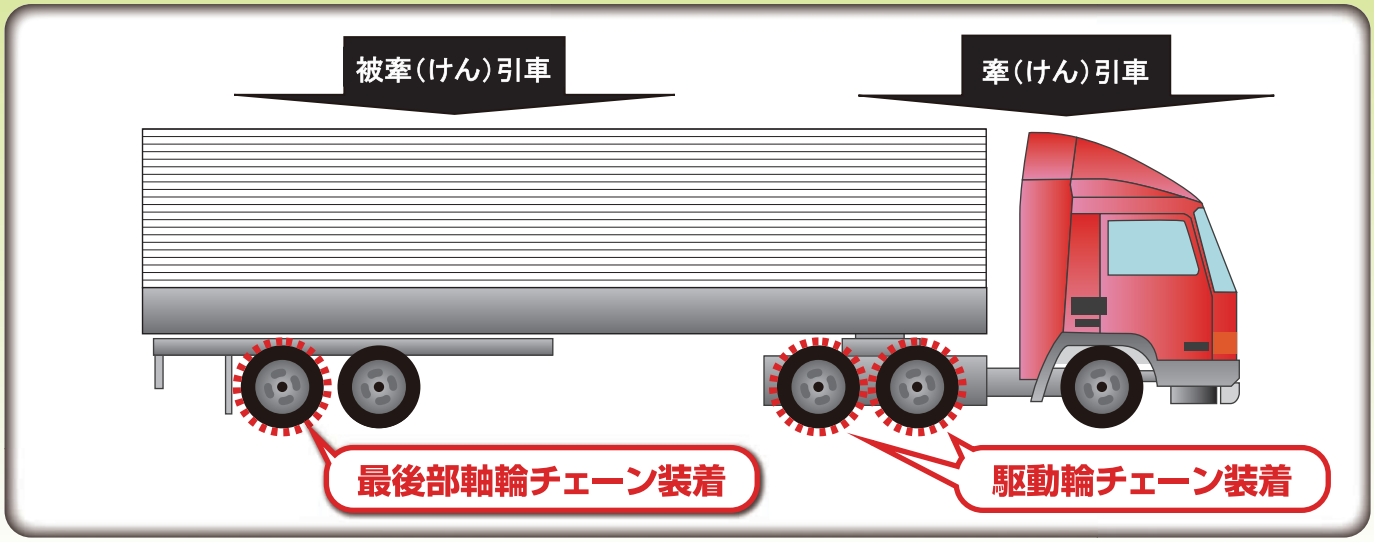

道路の状況により、タイヤチェーンを装着して万全の備えを!!

【滑り止め装置を不装着時の罰則等】

○道路交通法　第７１条(運転者の遵守事項)第６号

前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

○岩手県道路交通法施行細則　第１４条(運転者の遵守事項)

法第７１条第６号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

(6)積雪し、又は凍結している道路において、駆動輪(他の車両を牽(けん)引する場合にあっては、被牽(けん)引車の最後部の軸輪を含む。)のすべてのタイヤに鎖を取り付けること、又は雪路用タイヤ(雪路用タイヤとして製作されたもので接地面の突起部が５０パーセント以上摩耗していないものに限る。)を全車輪に取り付けること、その他の滑り止めの方法を講じないで自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転しないこと。

○道路交通法　第１２０条

５万円以下の罰金

○反則制度　道路交通法　第１２５条

大型車7，０００円、普通車6，０００円、原付車5，０００円

国土交通省（岩手河川国道事務所・三陸国道事務所）・岩手県・岩手県警察本部
東日本高速道路㈱東北支社（盛岡管理事務所・北上管理事務所・八戸管理事務所）